

産科医療 特別給付事業



事業の目的

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的に創設されました。

給付対象範囲

出生時の脳性まひ^{*}で、下記①②③の基準を全て満たすと給付対象となります。

※受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

給付対象の3つの基準

① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様



2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別
給付額

1,200万円(一括給付)

申請
期間

2025年1月10日～2029年12月31日



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

産科医療特別給付事業の経緯

- 2022年1月に行われた産科医療補償制度の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、個別審査で補償対象外となった脳性まひ児を持つ保護者から、当該児について2022年1月改定後の新基準を適用し、救済することを求める声が上がりました。
- 2023年6月に救済を求める声を受け、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」が取りまとめられました。
- 同年7月に当該調査会会長・委員長から厚生労働大臣に対して、当該合同会議の取りまとめを踏まえ、事業設計や事業の適切な運用のための措置等を行うことが要請されました。
- その後、産科医療特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う場として、産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会が設置され、「産科医療特別給付事業の審査基準等に関する報告書」が取りまとめられました。
- 2024年10月に開催された厚生労働省の第184回社会保障審議会医療部会および第111回医療保険部会において、特別給付事業を実施することが了承されました。
- 同年12月に特別給付事業への国の関与を明確化するため、「健康保険法施行規則 八十六条の五」が一部改正され、および「厚生労働省告示」が新設されました。
- その後、厚生労働省から評価機構に対し、「産科医療特別給付事業の実施について(要請)」<2024年12月医政局長保険局長通知>により、特別給付事業の運営組織として業務を行うよう、正式な要請があり、評価機構において特別給付事業が2025年1月より運営されています。

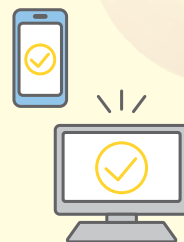
給付申請の手続きの概要

給付申請書類の取り寄せ

給付申請者が産科医療特別給付事業ホームページの給付申請書類の取り寄せWebフォームに送付先住所等の必要情報を入力して、給付申請に必要な書類をお取り寄せできます。

二次元コードを読み取りください。

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



給付申請

産科医療補償制度に未申請の給付申請者は、分娩機関から診療録または助産録および検査データの写し等を取得し、また専用診断書作成に必要な書類を取得します。給付申請用専用診断書については、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。なお、分娩機関は診療録、助産録および検査データの写し等について、運営組織に直接提出することができ、その場合、給付申請者は運営組織に対してこれらを送付する必要はありません。

産科医療補償制度に補償申請済みの給付申請者は、分娩機関からの診療録または助産録および検査データの写し等の取得を省略し、給付申請用専用診断書について、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。



審査

運営組織で、給付対象となるか否かについて、小児科医（新生児科医を含む）、リハビリテーション科医、産科医、学識経験者から構成される審査委員会において、最新の医学的知見や医学水準を踏まえ、実施要綱に則り適正に審査が行われます。給付申請者は、審査結果に不服がある場合、異議審査を依頼することができます。

特別給付金の支払い

給付対象と認定された児に対して、指定の口座に特別給付金1,200万円が一時金にて支給されます。

特別給付事業の性格は、看護・介護に係る費用の経済的負担を軽減するとともに、給付対象者のデータを集会的に分析等を行い産科医療の質の向上につなげることにより紛争の防止を図る性質を持つものであるため、生後6カ月以降に死亡した児についても同様に特別給付金が支給されます。

なお、給付申請者が分娩機関等からの損害賠償金等を受領する場合は調整が行われ、損害賠償金等の額が1,200万円以上の場合は給付対象外となります。また、1,200万円以下の場合は差額が支払われます。

給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。



給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ① ② ③ を
満たすかについて**所定の審査**を行います。